

川西市会計年度任用職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 12 号

川西市会計年度任用職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

川西市会計年度任用職員勤務時間、休日及び休暇規則（令和2年川西市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第19条の2から第20条までの規定中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削る。

第21条第1項中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による短期介護休暇の請求をするときは、医師等の診断書、理由書その他事実を証明するに足りる書類を提出しなければならない。

第25条の2中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削る。

第28条第1号中「年次休暇」の次に「、私傷病による療養休暇（一会計年度において、10日を超えない範囲内に限る。）」を加え、同条第2号中「私傷病による療養休暇」の次に「（前号に掲げる場合を除く。）」を加える。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。